

#### 第四 1953年の「らい予防法」

断種については「皆の賛成を得てやって来たので強制ではない」などと虚偽の説明をなし、国会証言で患者家族にも断種をおこなうと述べたのは「患者その人の事で病気でない家族の人々の事ではない」などと、証言そのものを否定している。さらに、強制労働については「過重な事は無理だが適当の運動は必要な事だから諸君もやってほしい」などと、その継続を求め、懲戒検束規定については、法務府の合憲判断を楯にして正当化している。光田は、最後に、ハンセン病は「ペストの様に急性ではないが感染である事は明らか」として、法律については「現行のものは審議をつくして近代にそうものに作らねばならない。法務府厚生省の人等が療養所に適合するような改善をするのがよいと思う」と、責任を法務府・厚生省に転嫁していた。光田自身が率先して隔離維持・強化の方向で法改正を提起しているにもかかわらず、光田は第三者を装い続けた（「光田愛生園長の参議院厚生委員会に於ける証言の真意補足説明要約」）。

また、厚生省の態度も強硬であった。10月23日、多磨全生園で厚生省側と全癩患協側との懇談会が開かれるが、そのときの記録「癩予防法改正に関する懇談会」を見てみよう。出席者は、厚生省公衆衛生局結核予防課の松下事務官、同省医務局国立療養所課の高橋技官、林芳信多磨全生園長、国分同園分館長、そして、全癩患協側が加賀美君彦委員長ほか11名である。

この会合で、全癩患協側が要望したのは、「人権の尊重」として①「秘密保持—検査並びに消毒方法の改善」、②「強制収容反対」、③「癩家族の優生手術反対」、④「懲戒検束規程の廃止—園長の警察権保持反対」、それに⑤「家族の生活保障」の5項目であった。全癩患協側は「現行癩予防法は半世紀前の制定であり浮浪癩を対象とした人権無視の法である。今や基本的人権尊重の時代故、至急改正して戴きたい」と述べ、「人権の尊重」の①について「患者収容は保健所、県庁を経て療養所へ来る故、その間に於ける秘密の漏洩によって患者及び家族の受けた悲劇は甚大であり枚挙に遑がない故、このような悲劇が出来るだけおこらないようにしてもらいたい」、②について「強制収容は参議院に於ける三園長証言により全国的に問題となった事であり、患者を罪人扱いするような事は止めてもらいたい。手錠をかけても収容したいと言うような考え方は憲法上に於いても人道上に於いても認め難いところであり収容はあくまでも説得によらねばならない」、③について「一斉検診はそれによって起る悲劇の大きさを考えてもらいたい。公衆の面前で検診することは人々に白眼視される故、一般国民の健康診断と一緒にしてもらいたい。家族の優生手術は行はず園内の結婚の時のみにとどめてもらいたい」、④について「法の下に平等でありたい。懲戒検束規程は憲法に違反する。そこで一般国民と同様に刑法の下に裁かれることを希望し園長の権限による懲戒検束規程は全廃してもらいたい」と、また、⑤の「家族の生活保障」については「癩患者を発生させた家族はこれを秘密にせんとする故、生活保護法の適用を受けにくい。そこで家族の生活保障は療養施設に民生委員を設置し、その権限を与えてもらいたい」と、それぞれ要望した。

①の「秘密保持」については、全癩患協側は山梨県北巨摩郡多麻村のハンセン病患者の一家心中事件を取り上げ、「入所方法及び消毒方法に問題があった」と指摘、「保健所のようにその近郊の人が勤めている所では患者発生がすべて漏れてしまう故、医師が癩患者を発見した場合は施設長に届出、施設長が説得して入所せしめるようにしてもらいたい。又、消毒方法も社会から白眼視されるような事のないよう改善してもらいたい」と要望したが、厚生省側は具体的な回答を示さなかった。

②の「強制収容」については、全癩患協側は「新憲法下の収容方法を考えてもらいたい」と求めるが、高橋技官は「国民は公共の福祉を取り上げて入所を拒む人達を収容するように言うであろう」と、「公共の福祉」を掲げて強制隔離を正当化し、松下事務官も「国の立法は盲点を予め予想しそれらに対する方法をほとんど備えて置かなければならない」と、強制収容を変える意思はないことを表明した。

また、③の「優生手術＝断種」については、松下事務官は、患者の家族まで断種するべきだとの光田健輔の証言を「癩患者の子弟は白眼視される」からなされたもので、現在の「優生保護法」では家族の断種まではできないので、「癩予防法」改正でそれを可能にしようという意味だろうと擁護している。あくまで、光田は患者の子どもたちを憐れんで、家族の断種にまで言及したというのである。これが虚偽であることは、前述した「国際癩対策意見」を見れば明らかである。松下は言葉を続けて、「癩患者の家族を皆、優生手術するような事は一寸考えられない。厚生省内でもそのような話はない。余り心配するような事はないだろう」と、全癩患協側の不安を鎮静化させようとしている。

さらに、④について、法の下での平等を根拠に懲戒検束規定の撤廃と犯罪には刑法による処置を求める全癩患協に対し、松下は「癩園は特殊な社会を構成する故にその社会の秩序を守る為に規定があってもそれは法律上許される。そこで懲戒検束規定については園長、職員、患者等の意見を聞いた上で置くか廃止するかを考えなくてはならない」と述べ、規定の廃止については明言せず、むしろ「癩園は特殊な社会」ということを根拠に規定の存在を正当化している。

このほか、全癩患協側は、厚生省に「癩予防法」改正の意思の有無を問うが、松下は「次期国会に提出の予定も立てていない」と回答している。懇談会そのものは、全癩患協側の要望を厚生省側が聞き置くという域を出るものではなかった。

## 2. 国会議員からの質問

この懇談会の直後の11月13日、第15回国会で、日本社会党の長谷川保が第4次吉田茂内閣に対し「癩予防と治療に関する質問主意書」を提出する。それは、懇談会における全癩患協の要望に沿うものとなっているが、冒頭、長谷川は、「癩予防法は、その精神において人権を無視したきわめて非民主的なものと考えられ、且つ、現下の癩行政に適合しない法律として、多くの疑義がある」と指摘、法律そのものの違憲性、強制収容や懲戒検束規定の是非、治癒した患者の退所規定がないことの原因などについて質し、政府に「癩予防法」改正の意図の有無を問うた。これに対し、11月20日、厚生相山県勝美から閣議に提出された答弁書案には「癩予防法は、憲法に抵触するとは考えない」と明言され、強制収容・懲戒検束規定についても肯定、「現行法については、新憲法施行後においてもこれに抵触するとは認められなかったので改正を行わなかった」「現在のところ改正法案を提案する予定はないが、今後とも慎重に検討致したい」と、当面、法改正の意思がない旨が表明されている（「昭和二十七年 らい予防法改正に関する原議綴」厚生労働省所蔵）。

実際、11月21日、首相吉田茂が衆議院に提出した答弁書には、「癩予防法は、憲法に抵触するとは考えない」「患者をその意思に反して療養所に収容することは可能である」「癩療養所は、一つの

#### 第四 1953年の「らい予防法」

特殊な社会集団であつて、この集団の中において秩序を乱すものに対しては、集団からの退去を求めることが、秩序維持のために通常とられる措置であるが、癩及び癩療養所の特殊性から癩患者を癩療養所から退去させることは、公共の福祉の観点から適当ではないと認められるので、国立療養所の長に療養所の秩序を維持するための懲戒検束の職権を与えることが必要である」「現在のところ改正法案を提案する予定はない」などと、長谷川の質問と対決する姿勢を示した。ただ、軽快退所規定については、「患者が治癒した場合において、退所の措置が取られるのは、当然のこととして規定せられていない」と弁明している。「癩予防法」は生涯隔離の法ではないという答弁であるが、このような答弁をする以上、政府は今後、「軽快退所」を認める意思であったということになる（『第十四・十五回国会衆議院質問主意書及答弁書』）。

長谷川の質問と政府の答弁は文書のみで終わったが、厚生省では、11月21日付で「癩予防法関係予想質問及び答弁書について」も作成、予想される長谷川の質問に対する口頭での答弁も準備していた。ここでは、「昭和二十七年 らい予防法改正に関する原議綴」（厚生労働省所蔵）所収の加筆修正後のこの文書をもとに、厚生省の認識を明らかにしたい。

まず、「癩予防法」の全面的改正の必要について問われた場合は、「現行癩予防法は、御説の如く明治四十年の制定にかゝるものではありませんが、当時既に癩が伝染性の疾病であることは医学的に確認されて居り、この条理に基いて制定されたものであります。従って、医師が診断した場合の届出、消毒、従業禁止等の予防措置、伝染の虞ある患者の収容等伝染を防止することが主眼となって居り、その限りにおいて現在の医学と必ずしも背馳するものではないと考えられます」「現行法を以て十分癩予防の目的は達せられるものと考えて居ります。従って、目下の所これを改正する意思はございません」と回答するとしている。「癩予防法」の内容は医学的に正しく、それゆえ改正はしないというのが厚生省の見解となる。

次に強制収容について、「癩のように微弱な伝染しか有しない疾病についてペストやコレラと同様な即時強制の規程を置くことは不当であり、これは削除するべきものではないか」と問われた場合への答弁が示される。そこには「ペストやコレラに比してその伝染力が弱いことは今日学界に於て認められている所であります。癩が伝染するということにつきましては諸家の見解を一にするところであり一旦癩に罹患した場合には、今日の医学を以てしてはこれを全治せしめることが極めて困難であることも事実であります。しかも隔離以外に癩の予防の手段もないのであります。現在のところ癩に対する世人の恐怖心は、癩に関する従来の啓蒙活動にも拘らず今日なお極めて深刻なるものがあり、その伝染を恐れることは他の疾病の比ではありません。かくの如く一人が罹病することによって本人のみならず親戚縁者に至るまで社会から忌避される疾病である関係上、たとえ伝染力は弱くても、いやしくも伝染力を有する患者について最終的には療養所への入所を強制し得るという法的な手段を残して置くことは必要であると考えます」と記されている。

一読して明らかのように、ハンセン病は感染力が弱いと認めつつ、全治が困難であること、患者本人も親戚縁者も差別されることの2点をもって強制収容を正当化する根拠としている。しかし、これは苦しい答弁と言うほかはない。特に、ハンセン病患者とその親戚縁者への差別を強制収容の根拠にするというのは、説得力を持たない。事実、この答弁の欄外には「一般世人の恐怖心の防遏